

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、名古屋鉄道株式会社（以下「会社」という。）の旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売の事業（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もつて利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 鉄道による旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

(用語の意義)

第3条 この規則におけるおもな用語は、次のとおりとする。

- (1)「鉄道」とは、会社の経営する鉄道及び軌道をいう。
- (2)「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場及び停留所をいう。
- (3)「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅（自動改札機で改札を受けられる場合を除く。）から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。
- (4)「乗車券類印刷発行機」とは、乗車券自動券売機、窓口発行機及び乗車券製造機をいう。
- (5)「1件」とは、1度の操作で発行される同一区間の特殊割引回数券で、券面に同一の5桁の番号をもつものをいう。

(参考)

その他のおもな用語

被救護者	規則第 24 条
指定学校	同 第 28 条
特殊団体	同 第 33 条
は数計算	同 第 45 条
乗車変更	同 第 132 条
区間変更	同 第 137 条
列車変更	同 第 139 条の 2
危険品	同 第 177 条
普通手回り品切符に代わる証票	同 第 181 条

(消費税課税の運賃・料金)

第 3 条の 2 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

(運賃・料金前払の原則)

第4条 旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は、現金をもって所定の運賃・料金を支払うものとする。ただし、会社において特に認めた場合は、後払とすることがある。

2 前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃・団体旅客運賃及び貸切旅客運賃については、旅客は、会社において特に認めた小切手・普通為替証書または振替払出証書をもって支払うことができる。

(注)「旅客等」とは、旅客及び乗降場に入出場する者をいう。以下同じ。

(参考)

運賃の前払 鉄道営業法第15条

(契約の成立時期及び適用規定)

第5条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(注)「乗車券等」とは、乗車券・特別車両券・入場券及び普通手回り品切符をいう。以下同じ。

(旅客の運送等の制限または停止)

第6条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。

(1) 乗車券及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限

(3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込の列車の制限

2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(参考)

入場券の使用を制限した場合の入場料金の払いもどし 規則第176条

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 前項ただし書の規定は、特別車両券についてこれを準用する。ただし、不通区間通過となる場合で、その前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じたときに限る。

3 列車の運行が不能となった場合であっても、会社において他の鉄道・軌道・自動車・船舶等の運輸機関を利用またはその他の方法によって連絡の措置をしてその旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(キロ程)

第8条 旅客の運送条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める営業キロ程による。また、旅客運賃の計算をする場合は、別に定める旅客運賃計算キロ程による。

2 キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

(注)「別に定める」とは、「旅客運賃・料金算出表」をいう。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(参考)

期間の計算方の原則(翌日起算主義) 民法第140条

通用期間の起算日 規則第84条

期間の満了日の計算方 民法第141条

同法第142条

同法第143条

(乗車券の購求及び所持)

第 10 条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購求し、これを所持しなければならない。ただし、駅員無配置駅から乗車する旅客または係員の承諾を得て乗車券を購求しないで乗車した旅客は除く。

2 前項の規定によるほか、特別車に乗車する旅客は、その乗車に有効な特別車両券を購求し、これを所持しなければならない。

(参考)

乗車券の所持	鉄道営業法第 15 条
乗車券を紛失した場合の取扱	規則第 147 条
	同 第 149 条

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)

第 11 条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、乗務員が行う。

(参考)

駅員無配置駅用乗車券の発売	規則第 16 条
---------------	----------

(乗車券に対する証明)

第 12 条 会社において、乗車券等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客の提出する書類)

第 13 条 旅客の運送の契約に関して、旅客が会社に提出する書類は、インキまたはボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

